

阪神間日本遺産推進協議会 インスタグラムアカウント運用ポリシー

1 名称

阪神間日本遺産推進協議会 公式Instagram 『japanheritage_sake』

2 リンク先 URL

https://www.instagram.com/japanheritage_sake/

3 発信内容

次の情報を投稿、リポストする。

- (1) 阪神間の活性化に関する情報
- (2) 阪神間の観光振興に関する情報
- (3) 日本遺産の周知促進に関する情報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各市の魅力発信につながる情報

4. 担当課

阪神間日本遺産推進協議会（以下、協議会とする。）

5. コメントの管理

(1) 投稿されたコメントへの対応について

当アカウントに投稿されたコメントについては、原則として協議会からは返信を行いません。

(2) コメントの非表示・削除について

当アカウントは協議会が管理しています。当アカウントの運用に当たっては、投稿内容に関係ないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントについては、コメントの投稿者に断りなく、非表示又は削除を行う場合があります。

- ① 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反したり、犯罪行為を助長するもの
- ③ 人種、思想、信条等について差別や否定をし、又は差別や否定を助長させるもの
- ④ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ⑤ 特定の個人、団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ⑥ 伊丹市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などの権利を侵害するもの
- ⑦ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑧ わいせつな表現を含むもの
- ⑨ 他のユーザー、第三者になりすましたもの
- ⑩ 同一ユーザーが同一、同種内容のコメントを繰り返し投稿するもの

- ⑪ 有害なプログラム等
- ⑫ インスタグラムの利用規約に反すると思われるもの
- ⑬ 協議会が発信する内容の一部または全部を改変するもの
- ⑭ その他、協議会が不適切と判断したもの

(3) アカウントのブロックについて

上記(2)に該当するコメントを投稿したユーザー又はインスタグラムの利用規約に反し虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると判断したユーザーは、アカウントをブロックする場合があります。

6. 知的財産権

当アカウントで発信された情報について、協議会が承認した場合を除き、無断で転載等を行うことはできません。著作権法上認められた行為により引用等を行う際は、適宜の方法により必ず出所を明示してください。

7. 免責事項

- (1) 当アカウントが発信した情報を利用したことにより、ユーザー又は第三者に生じた被害について、一切の責任を負いません。
- (2) 協議会は、当アカウントのユーザーが発信した情報又はリンク等により移動した第三者が運営するウェブサイトの情報等について、一切の責任を負いません。
- (3) 協議会は、当アカウントのユーザー同士又はユーザーと第三者の間に生じたトラブル、紛争について一切の責任を負いません。
- (4) 上記のほか、当アカウントに関連して生じたいかなる被害についても協議会は責任を負いません。

8. 運用ポリシーの変更

当アカウントの運用ポリシーについては、事前に予告なく変更することがあります。

9. 本ポリシーについて

本ポリシーは伊丹市空港・にぎわい課が運用する場合にのみ適用します。

10. 利用開始日

令和5年1月1日

11. アカウントの公開終了について

当アカウントについては、事前に予告なく公開の終了又は閉鎖をする場合があります。